

# 南部丘陵の緑地保全について

## ～緑地保全制度のご案内～



### ○ 南部丘陵の緑地を保全する取組を進めています

南部丘陵にあるまとまった緑地は、里地里山の多様な景観と豊かな環境を育む大切な緑地です。一方で、散発的な開発などによる土地利用転換により、緑地が減少しています。

堺市では、南部丘陵に残されたまとまった緑地を次の世代に継承していくため、緑地保全制度を活用し、緑豊かな自然環境を保全、活用した取組を進めています。

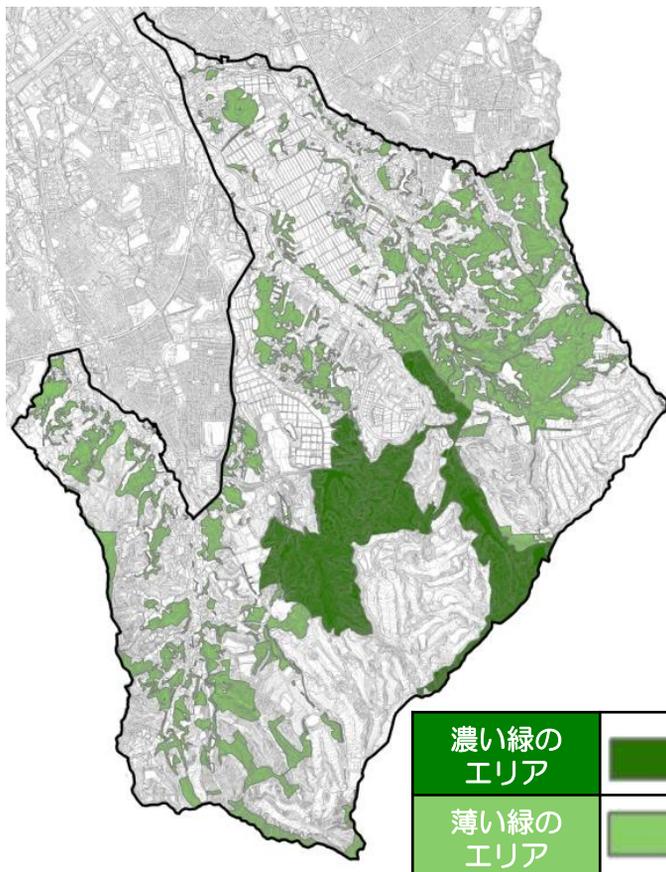
**お問合せ先** 9:00～17:30（ただし、土・日曜日、祝日は除く）  
堺市役所 建設局 公園緑地部 公園緑地整備課 緑化推進係  
TEL072-228-7424 FAX 072-228-1336  
Emailアドレス [koryokusei@city.sakai.lg.jp](mailto:koryokusei@city.sakai.lg.jp)

# ○ 南部丘陵の緑地の価値



南部丘陵の緑は、多様な動植物の生息地・生育地であるとともに、農業用水の水源や災害防止機能など多様な機能を有し、人々の生活に密着した役割をもっています。

# ○ 緑地保全を進めていくエリアについて



次の2つの色分けしたエリアについて緑地保全を進めていきます。

**濃い緑のエリア** (約160ha) 特に保全を優先すべき地区

特に保全を優先するエリアとして、積極的な保全を行っていく緑地です。

利用できる 保全制度	①保全緑地
	②特別緑地保全地区

**薄い緑のエリア** (約340ha) (その他の緑地)

上記以外の保全を行っていく緑地です。

利用できる 保全制度	①保全緑地
---------------	-------

# ① 堺市緑の保全と創出に関する条例に基づく緑地保全制度について（保全緑地）

堺市緑の保全と創出に関する条例に基づき、都市の良好な自然環境及び景観の形成並びに動植物の生息・生育地の確保を目的とした制度です。

制度名	保全緑地（条例による制度）
期間・指定形態	特に定めはない（協定締結期間10年） 保全緑地指定に関する土地所有者の同意
管理形態	・土地所有者管理
行為の制限	・樹林に影響を与える行為は、事前に市長へ届出

## 支援制度

市は条例に基づき、土地所有者に対して、緑地のまま継続して保有していただくために、奨励金の支払いや維持管理活動の協定を結び、支援を行います。

- ・保全緑地所有者の支援：10円/㎡・年（上限10万円/年）
- ・維持管理活動者※の支援：30円/㎡・年（上限30万円/年）

※ 保全緑地の樹林地を良好に保つために維持管理活動を行う土地所有者や、土地所有者の同意を得て活動を行う条例第34条に基づく認定を受けた緑のまちづくり活動団体

### 保全緑地所有者の支援

例えば、4,500㎡の土地をお持ちの方は

所有土地面積  
4,500㎡

×

奨励金  
10円/㎡

=

年間受け取り  
奨励金  
45,000円

→

協定期間（10年間）での  
受け取り奨励金  
450,000円

## 支援制度の対象エリア

	濃い緑のエリア	薄い緑のエリア
保全緑地所有者 (10円/㎡・年)	○	—
維持管理活動者 (30円/㎡・年)	○	○

所有者への支援については、「濃い緑のエリア」のみ可能です。  
維持管理の支援については、「濃い緑のエリア」「薄い緑のエリア」とも可能です。

## よくある質問（保全緑地について）

### Q.1

保全緑地に指定されると、樹木を伐採できなくなるのですか？

樹木の伐採等を行う際には、市長への届出が必要です。また、樹林地を良好に保つために必要な、枯れた木や倒れそうな危険木の伐採、剪定などの通常の維持管理行為は、引き続き行うことができます。

### Q.2

保全制度に指定されると、契約期間内に契約の解除はできますか？

保全緑地の協定につきましては、ご相続などの不測の事態が生じた場合など、契約解除のご相談を承ります。

## ② 都市緑地法に基づく緑地保全制度について（特別緑地保全地区）

都市緑地法に基づき、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とした制度です。

制度名	特別緑地保全地区（都市緑地法による制度）
制度の特徴	特別緑地保全地区は、 <b>緑地の担保性が高く、土地所有者が土地の買入申出を行うことができる</b> 制度です。
指定の進め方	特別緑地保全地区の指定には、区域を明確にする必要があり、測量等の調査に長い時間を要することがあるため、 <b>条件の整った場所から順次指定を進めていきます。</b>
税に関する優遇措置	<b>① 固定資産税評価額が最大1/2まで減免されます。</b> <b>② 相続税及び贈与税の評価額が8割評価減となります。</b> <b>③ 特別緑地保全地区の指定により、市にその土地を売却する際には、譲渡所得（土地の売買による利益）が、2,000万円まで控除される場合があります。</b>
期間・指定形態	永年 都市計画決定
管理形態	・土地所有者管理 ・管理協定を締結した場合は、市が管理します。
行為の制限	・樹林に影響を与える行為は、市長の許可が必要。（原則として樹林に影響を与える行為は禁止。）

### よくある質問（特別緑地保全地区について）

#### Q.1

特別緑地保全地区の指定の条件とはどのようなものですか？

指定には、以下のような条件があります。

- ・濃い緑のエリア内（特に保全を優先すべき地区）であること
- ・一団の緑地が存在していること
- ・指定する区域が明確となる場所であること（土地の境界や測量資料により座標点を確認できること）

#### Q.2

なぜ区域を明確にする必要があるのですか？

特別緑地保全地区の指定には、行為の制限がかかることから、どの土地が特別緑地保全地区の指定されているかをわかるようにしておく必要があります。

#### Q.3

どのような場所から特別緑地保全地区に指定するのですか？

以下のような場所について、指定を行っていきます。

- ・周辺の土地利用状況などから、緑地の減少が危惧される場所
- ・積極的に緑地保全に協力していただける場所

なお、南部丘陵は地籍が混乱(※)しているため、特別緑地保全地区の指定にあたっては、境界確定や測量等の調査を行う場合もあるため、土地所有者の皆様のご協力が必要となります。

※ 所有者を特定するための登記簿や公図が混乱していること。

#### Q.4

土地の買入価格はどのように決めるのですか？

土地の買入は、土地所有者からの申出が必要です。価格は、不動産鑑定士が算出し、時価となります。